

第4回議事概要

- ①昨年より議論を重ねてきましたが、本日で確定できればと思います。よろしくお願ひいたします。
- ②前回の審議会で会長、副会長に答申書案の作成を一任いただきました。これまでの審議会での委員の皆様のご意見を踏まえて答申書案を準備いたしました。こちらを見ながら審議を進めていきたいと思ひます。
では、事務局より説明を。

事務局より答申書案に沿って説明

- ③この件について、ご意見や確認したいことはありますか。
- ④「区境の変更を行う場合の基準」については、ア、イ、ウ、エ、オ全て満たす必要があるということか。

⇒この5つを全て満たした場合、と考えている。

- ⑤アについて、「現行の区境の変更は最小限に留めること」、とあるが、これは最小限という意味は、今の市全域において最小限という意味か、ある地域から変更の要望が合った場合、その変更の範囲を最小限に考えるという意味か。

⇒後者の、要望の出た地域での最小限の範囲という意味である。

⇒了解した。

- ⑥イについて、「概ね全員」の意味は。

⇒居住者に関しては、全員の意味。地権者、事業者については、例えば、地権者の方で、連絡が取れない、どこにいるかわからないというケースが想定される。そこを入れると現実的に不可能になってしまうので、概ねという表現にさせて頂いている。

⇒空家で持ち主がわからない、といった事案が非常に増えている。ただ、基本的に地権者については確認を取る努力をする。それでも難しい場合が予測されるのでこの様な表現になっている。

⇒連絡が取れる方については、全員の同意という認識で了解した。

⑦ウについて、地元及び隣接自治会とあるが、自治会とは自治会長のみを指すのか、総会等での総意を指すのか。

⇒自治会長だけの考えではなく、自治会の総意と考えている。

⑧ ア、イ、ウ、エ、オ全て満たすということであれば、「以下の基準に照らすものとする」よりも「以下の基準に照らして全てを満たすものとする」と、明確に書いた方が良いと思う。

また、エ「変更が見込まれる場合はその時期が適当であること」とあるが、「変更する場合はその時期が適当であること」の方が良い気がする。

3点目は、「概ね」とか「著しい支障」とか「理解が得られていること」については、何らかの方針の取扱要領で明示された方が良いと思う。この場に居る者は今のやり取りで理解できているが、後々基準としてするとき、その当時どのような議論だったかを取扱要領として総意として記載しておいた方が良いと思う。

⇒今のご助言を受けて、4点正確を期する形で最終案を考えたい。

⇒難しいようなら、本日の議事録で代えても良いと思う。

⇒今頂いた内容については、表現を正確に改めるということだと思うので、答申書へ反映できると思う。

⇒逐条解説を作成予定であるので、そこに載せることも可能と思う。

⑨2ページの手続等の②の中に、基礎調査結果という言葉があるが、この基礎調査とは現在持っている基礎調査の資料は有効になるのか、それとも、新たな基礎調査の結果が必要か。

⇒基本的には、この答申を受けて、それからの基礎調査ということになるので、改めて、という考えである。

⇒熊本市が行政として調査をするという意味である。

⑩確認だが、(2)手続きの①行政区再編成が必要な、合併や人口増加など、行政区の再編成が必要な場合は行政区画等審議会を設置する、ということで、それ以外の②の、地域住民からの要望書等が出た場合は、その下の枠の中の流れに乗って、必要に応じ行政区画等審議会が設置され、専門部会が設置される、という流れということか。

⇒そうである。②の区境の変更の関連の図と分かりやすいように、②の文章の中に、図の参照の文言を入れるよう修正する。

⑪分区とか合区の場合は、地域住民の意見を聞くような手続きはしないということによろしいか。手順は、完全に審議会に任せるということか。

⇒まずは審議会を開くことになると思うが、その段階の中で、住民の意見等も聞く機会が出てくると思われる。

⇒分区や合区も地域住民に非常に影響があるので、地域住民や自治会の意見を取り入れるような流れをきちんと入れると良いと思う。

⇒政令市移行時の区割りの審議会の時と同様に、当然必要な手続きと思われる。事務局には、このことをきちんと議事録に残しておいて頂きたい。

⇒合区や分区に関しては、個人一人ひとりの意見を反映させるのは難しいと思われる。

⇒多数決というわけではないが、全体の利益について判断することが必要になってくる。その参考値として、ご説明することや、意見を聞く手続きは必要になってくると思う。

⑫付帯事項の、最後の2行の意味は。

⇒この付帯事項は、政令市移行後に小学校が変わったという経緯のある地域についてである。今回の答申の内容は、「小学校校区が変わったから、区境の変更がある」というものではない。あくまでも、この地域についてはこれまでの経緯を踏まえて地域から要請があれば審議会を開くものであり、将来的にこの検討が前例になるものではない、という意味。

⇒現実的には、政令市となった後、教育委員会の方で、通学区域、校区の変更が行われたのだが、それは、子ども達の利便性を考えられて行われたものである。今回の審議会の中でも何度も議論が上がったように、小学校の新しい開校や廃校は今後何度も起きてくる。これが、自動的に、区の変更とリンクするというものではない、ということを確認しておきましょうということ。ただ、この審議会を開く契機となった地域については、一般的な変更のルールを作らなければ先に議論が進まない、ということを確認をしている。この「なお」の書きぶりは、仮にどこかの地区が変更になったとしても、「では、自分のところも小学校の校区を変えれば区が変わるのか」ということにはならない、という意味が明記してある。

⇒では、既にお願いが出ている2つの事案については検討の余地を残すということか。

⇒一般的なルールを定める中で、付帯事項をつけて良いのかは悩ましいところだが、現実的にこの経緯があって、検討が進んで来たので、ルールができた段階で、これらの地域がもう一度ご検討されて、このルールに則って申請されるのであれば、それはそれとして考える、という

こと。

ただ、ここには書かれていないが、議論の中で色々な方から意見があったように、住居表示の変更とは違い、住民の方々の不動産物件の登記のやり直しや事業所の印刷物や看板の修正、これらは全てその地域の個人の負担になる。住民自治や行政サービスが課題として議論になったとしても、こういった変更にあたってのご負担も併せて理解頂いたうえで、地域には検討して頂きたい、と思う。

⑬他にないか。もし、他にコメントや修正意見が無ければ、これをベースに、最後にもう一度会長、副会長にご一任頂いて、最後の成案にさせていただいてよろしいか。

⇒一同了承。

⑭事務局から何かあるか。

⇒委員の皆様のご協力に心よりお礼を申し述べる。